

夏の交通安全県民運動

～守ろう交通ルール 高めよう交通マナー～

県では、7月10日から19日までの10日間を「夏の交通安全県民運動」期間と定め、道路交通環境の改善に向けた取組を行います。

夏休みやお祭り等で外出の機会が増え、暑さによる気のゆるみが原因の交通事故の発生が心配されます。交通ルールを守り、思いやりのある交通マナーを身につけ、いつも通る道ほど気をつけましょう。

※問合せ先 住民課 くらしの安心・安全係 ☎85-8171

◆交通安全5つの心得◆

1. 追突事故の防止

4月末現在、県内で発生した人身交通事故のうち4割以上が追突事故となっています。追突事故防止のため「みつつの3」運動を推進しています。

① 3秒間の車間距離

② 3秒・30m ルールの徹底(※)

③ 3分前の出発

※進路変更や右左折時は、3秒30m手前で合図を出しましょう。

2. 子どもと高齢者の交通事故防止

夏季は、長期休み等の解放感、暑さや疲労による集中力の低下などにより、子どもや高齢者が事故の被害に遭うおそれが高くなります。子どもや高齢者を見かけたら、速度を落とすなど運転に十分注意しましょう。

3. 道路横断中の交通事故の根絶

4月末現在、歩行中の死者は6名、死者全体の3割を占めています。道路を横断する際は横断歩道を利用してください。ドライバーは横断歩道に近づいたら減速し、横断歩行者がいる場合は一時停止するなど、歩行者優先を徹底しましょう。

4. 飲酒運転の根絶

飲酒運転は、重大な交通事故に直結する危険性が極めて高い悪質な行為です。飲酒運転は「しない、させない、ゆるさない」環境を作り、ハンドルキーパー運動を実践しましょう。また、酒の種類や量によってアルコールが排泄される時間は異なります。飲酒をする際は、十分に注意してください。

5. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルトとチャイルドシートを着用し、交通事故発生時における被害を軽減しましょう。

◆自転車の安全利用の推進◆

便利な自転車は気軽に利用されていますが、「軽車両」に分類されます。自転車も車と同様に標識や標示に従ってください。違反をすると罰則を科せられる可能性があります。

自転車安全利用5則

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外です。 ② 車道は左側を通行してください。
- ③ 歩道は歩行者優先です。通行する際は車道側を徐行してください。
- ④ 安全ルールを守りましょう。
 1. 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 2. 夜間はライトを点灯
 3. 交差点での信号遵守、一時停止、安全確認
- ⑤ 子どもにはヘルメットを着用させましょう。

交通安全指導員の紹介

4月から2年間の任期で20名の方が基山町交通安全指導員として町長から委嘱されました。児童を交通事故から防ぐため横断歩道で交通指導を行う他、各小学校や保育園、幼稚園での交通安全教室、街頭での交通安全指導を行っています。朝の通学時間は、通勤時間でもあります。児童に対する思いやりのある運転を心がけましょう。(敬称略)

※問合せ先 住民課 ぐらしの安心・安全係 ☎8518171



5区
後藤 憲治



4区
松尾 明



3区
寺崎 鉄征



2区
原 澄雄



1区
坂口 久



10区
平野 富雄



9区
中村 優



8区
鶴岡 健治



7区
平山 隆士



6区
山川 英治



15区
甲斐 克倫



14区
伊津井 敏夫



13区
川嶋 繁利



12区
北島 悟



11区
川面 宏樹



基山中学校
松川 佳代



若基小学校
前田 富美子



基山小学校
川内田 里香



17区
大坪 義明



16区
鬼木 齊

佐賀保護観察所からのお知らせ

「社会を明るくする運動」

にご協力を

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。

「社会を明るくする運動」とは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

犯罪や非行は、地域社会で起こるものであり、犯罪や非行を起こした人もいづれ地域社会に戻ってきます。その人たちを差別や偏見にとらわれることなく、一人の地域住民として受け入れ、その立ち直りを支援することが、一見遠回りですが「安全・安心な地域社会の実現」につながります。

その意味で、「社会を明るくする運動」は、安全・安心の国づくり、地域づくりのための重要な活動です。

※問合せ先

佐賀保護観察所企画調整課
☎095212414291

有料広告

相続手続

遺言

無料相談会も実施中!!

不動産名義変更には何が必要なの?

遺産分割で揉めない方法は?

遺言書はどう作るの?

相続放棄 親の借金を相続したくない!



司法書士法人

州都綜合法務事務所

SHUTO JUDICIAL SCRIVENER OFFICE

主たる事務所 佐賀県鳥栖市秋葉町3-18-6
佐賀県司法書士会
佐賀・鳥栖オフィス代表社員 原弘安

鳥栖市 相続 州都

詳しくはホームページをご覧ください



経験豊富な
司法書士が相談対応!!

佐賀・鳥栖
オフィス



0120-790-481

佐賀県鳥栖市秋葉町3丁目18番地6 TEL: 0942-83-0044 FAX: 0942-83-0054
平日 8:30~17:30 平日17:30以降、土日にも対応可能です(要予約) 駐車場あり